



愛媛県報

発行 愛媛県

平成19年 6月12日 火曜日 第1869号

◇ 目 次 ◇
告 示

指定自立支援医療機関の指定..... 677
 指定障害福祉サービス事業者の指定（6件）..... 677
 指定相談支援事業者の指定..... 678
 指定相談支援を行う事業所の名称の変更..... 679
 土地改良区の定款変更の認可（2件）..... 679

愛媛県と宿毛市との境界地の道路の管理に関する協定書..... 679
 開発行為に関する工事の完了（2件）..... 680
 愛媛県証紙売りさばき人の指定願の記載事項の変更..... 680

公 告

愛媛県立看護専門学校入学試験の実施..... 680
 争議行為の通知の公表..... 681

告 示

○愛媛県告示第1076号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。
 平成19年 6月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
かどた脳神経外科	松山市古川北二丁目10番6号	医療法人かどた脳神経外科 理事長 門田 治	精神通院医療	平成19年 6月1日
なかむらこどもクリニック	松山市西垣生町818	中村 泰子	精神通院医療	平成19年 6月1日
みのり薬局	西予市宇和町卯之町一丁目378	(株)西予ファーマシー 代表取締役 内舩 富男	精神通院医療 (薬局)	平成19年 6月1日

○愛媛県告示第1077号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。
 平成19年 6月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者			指定障害福祉サービスの種類	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810100291	社会福祉法人金亀会	松山市余戸南六丁目5番3号	大 野 恭 子	生活介護	スマイル	松山市余戸南六丁目5番3号	平成19年 4月1日

○愛媛県告示第1078号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。
 平成19年 6月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者			指定障害福祉サービスの種類	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810100432	社会福祉法人親和園	松山市中野町甲589番地	五 島 昌 明	生活介護	デイサービスアイル	松山市中野町甲589番地	平成19年 4月1日

○愛媛県告示第1079号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。
 平成19年 6月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者			指定障害福祉サービスの種類	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所		指 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810100267	社会福祉法人完愛会	松山市平井町甲852	寺 田 完	生活介護	ひらい園	松山市平井町甲852	平成19年 4月1日

○愛媛県告示第1080号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成19年6月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者			指定障害福祉サービスの種類	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所		指 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3821400037	社会福祉法人野村町社会福祉協会	西予市野村町野村8号467番地	池 田 忠 幸	共同生活介護	共同生活援助事業所野村学園	西予市野村町野村12号349番地	平成19年 4月1日

○愛媛県告示第1081号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成19年6月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者			指定障害福祉サービスの種類	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所		指 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810100879	社会福祉法人松山手をつなぐ育成会	松山市北吉田町77番地5	岡 部 國 男	生活介護	すぎな園	松山市北吉田町77番地88	平成19年 4月1日
3810100879	社会福祉法人松山手をつなぐ育成会	松山市北吉田町77番地5	岡 部 國 男	就労継続支援B型	すぎな園	松山市北吉田町77番地88	平成19年 4月1日

○愛媛県告示第1082号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成19年6月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者			指定障害福祉サービスの種類	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所		指 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810101125	特定非営利活動法人Asanami Work Camp	松山市菟木甲247番地3	西 谷 哲 夫	自立訓練（生活訓練）	AWCトレーニングセンター	松山市北条辻357番地1	平成19年 4月1日
3810600092	社会福祉法人聖風会	西条市氷見字上寺丙195番地	眞 鍋 敏 朗	生活介護	生活介護事業所「ていずい」	西条市禎瑞字相生五番385番地	平成19年 4月1日

○愛媛県告示第1083号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第32条第1項の規定により、次のとおり指定相談支援事業者を指定した。

平成19年6月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 相 談 支 援 事 業 者			指 定 相 談 支 援 事 業 所		指 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	名 称	所 在 地	
3831300037	社会福祉法人四国中央市社会福祉協議会	四国中央市三島宮川4-6-55	村 上 勝 正	四国中央市社会福祉協議会	四国中央市三島宮川4-6-55	平成19年 4月1日

○愛媛県告示第1084号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業所の名称を変更した旨の届出があった。

平成19年6月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所			届 出 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称		所 在 地	
					変 更 前	変 更 後		
3821400037	社会福祉法人野村町社会福祉協会	西予市野村町野村8号467番地	池 田 忠 幸	共同生活援助	グループホーム「あさかぜ」	共同生活援助事業所野村学園	西予市野村町野村12号349番地	平成19年4月1日

○愛媛県告示第1085号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、東温市牛湫下井手土地改良区の定款の変更を認可した。

平成19年6月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1086号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、東温市樋口土地改良区の定款の変更を認可した。

平成19年6月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1087号

愛媛県と高知県宿毛市は、道路法（昭和27年法律第180号）第19条第1項及び第54条第1項の規定により、愛媛県と同市の境界に係る道路の管理及び費用の負担の方法に関し協議し、次のとおり協定を締結した。

平成19年6月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県と宿毛市との境界地の道路の管理に関する協定書

愛媛県（以下「甲」という。）と宿毛市（以下「乙」という。）とは、甲と乙の境界地の道路（以下「道路」という。）の管理について、道路法（昭和27年法律第180号）第19条第1項及び第54条第1項の規定に基づき、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が管理する一般県道篠山公園線と乙が管理する市道篠川線の道路の管理区分等を明確にすることにより、円滑な道路の管理に資することを目的とする。

（協定対象の道路）

第2条 この協定の対象とする道路は、別添平面図に着色した部分とする。

（管理区分等）

第3条 道路は、次に定める区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者が管理するものとする。この場合において、乙は、甲の区域に係る管理部分については、道路法第27条第2項の規定により、その権限を代行するものとする。

(1) 別添平面図に青色で着色した部分 甲

(2) 別添平面図に赤色で着色した部分 乙

2 前項の管理に要する費用の負担は、同項に規定する区分によるものとする。

3 道路の占用料及び道路法第58条から第62条までの規定に基づく

負担金の徴収及びその帰属は、第1項に規定する区分によるものとする。

（管理を行う場合の協議）

第4条 甲と乙は、前条第1項に規定する区分に従い管理を行う場合において、自らが管理する道路以外の道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、あらかじめ管理の内容及び方法について、関係図面を添えて相互に協議するものとする。

（応急措置）

第5条 篠川橋が災害を受けた場合において、緊急を要するときは、甲と乙は、第3条第1項及び前条の規定にかかわらず、応急復旧工事その他必要な応急措置を行うことができるものとする。この場合において、甲と乙は、事後において、速やかにその旨を相互に通知するものとする。

2 災害の規模が大きい場合その他第3条第1項に規定する区分により災害復旧を行うことが不相当である場合においては、甲と乙は、同項の規定にかかわらず、協議して当該災害復旧の方法及び費用負担を定めることができるものとする。

（損害賠償）

第6条 甲と乙は、道路の設置又は管理の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、第3条第1項に規定する区分に従い、その責めに任ずるものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、この協定締結の日から一般県道篠山公園線又は市道篠川線の供用の廃止の日までとする。ただし、甲と乙の管理する道路の管理者が変更になった場合は、当該変更後の道路管理者に引き継ぐものとする。

（相互協力）

第8条 甲と乙は、各管理部分等について、相互に協力するものとする。

（その他）

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲と乙が相互に協議するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成19年6月1日

甲 愛媛県

代表者 愛媛県知事 加 戸 守 行

乙 宿毛市

代表者 宿毛市長 中 西 清 二

（別添平面図省略）

別添平面図は、愛媛県庁及び宇和島地方局愛南土木事務所に備え

置いて縦覧に供する。

○愛媛県告示第1088号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成19年6月12日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
19松局建（開）第9号 平成19年5月29日	伊予郡松前町大字昌農内字高山80番1	伊予郡松前町大字昌農内79番地1 井野潤二

○愛媛県告示第1089号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成19年6月12日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
19松局建（開）第10号 平成19年5月30日	伊予郡松前町大字西高柳字大反31番3	伊予郡松前町大字西高柳字大反31番3 脇水優子

○愛媛県告示第1090号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更が許可されたので、愛媛県証紙条例施行規則（昭和39年愛媛県規則第42号）第5条第6項の規定により告示する。

平成19年6月12日

愛媛県知事 加戸守行

指定番号	売りさばき人		変更事項		変更許可年月日
	住所	氏名又は名称	新	旧	
松第92号	松山市萱町6丁目30番地5	松山市食品衛生協会	売りさばき人 松山市萱町6丁目30番地5 松山市食品衛生協会 売りさばき所 松山市萱町6丁目30番地5	売りさばき人 松山市萱町6丁目30番地5 松山地区食品衛生協会松山市支店 売りさばき所 松山市萱町6丁目30番地5	平成19年5月18日

公 告

○公 告

愛媛県立看護専門学校入学試験の実施について

愛媛県立看護専門学校学則（平成9年愛媛県規則第2号）第10条第1項の規定による平成20年度愛媛県立看護専門学校入学試験を次のとおり実施する。

平成19年6月12日

愛媛県知事 加戸守行

1 入学試験の期日及び場所並びに募集人員等

期 日	場 所	修業年限	募集人員	受 験 資 格	卒業後の資格
(1) 一般入学試験 ア 学科試験 平成20年2月6日（水） イ 面接試験	四国中央市中之庄町1684番地3	3年	30人（うち、推薦入学試験による募集人	高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者（平成20年3月卒業見込みの者を含む。）又はこれと同等以上の学力があると認められる者。ただし、推薦入学試験を受	(1) 看護師国家試験の受験資格が得られる。 (2) 保健師学校養成所及び助産師

平成20年2月7日(木) (2) 推薦入学試験 学科試験及び面接試験 平成19年11月16日(金)	愛媛県立看護 専門学校	員は、12人程 度)	ける場合にあっては、愛媛県内の 高等学校又は中等教育学校を同月 卒業見込みの者で、在学高等学校 又は中等教育学校の校長の推薦を 受けたものに限る。	学校養成所の受験資格が得られ る。
--	----------------	---------------	---	----------------------

2 学科試験科目

(1) 一般入学試験

国語総合(旧「国語Ⅰ」に相当。古文及び漢文を除く。)

数学Ⅰ

英語Ⅰ及び英語Ⅱ

(2) 推薦入学試験

小論文

3 入学願書の受付期間及び提出先

(1) 受付期間

ア 一般入学試験

平成20年1月9日(水)から1月25日(金)まで

イ 推薦入学試験

平成19年10月24日(水)から11月6日(火)まで

ウ 郵送による場合は、一般入学試験及び推薦入学試験とも当該受付期間の締切日までの消印のあるものは、受け付ける。

(2) 提出先

〒799 0422 四国中央市中之庄町1684番地3

愛媛県立看護専門学校

4 提出書類等

(1) 次の書類等を提出すること。

ア 入学願書(募集要項に添付の用紙を使用し、出願前3箇月以内に正面から撮影した無帽の上半身像で、縦5センチメートル、横4センチメートルの写真を1枚はること。)

イ 受験写真票及び受験票(募集要項に添付の用紙を使用し、アと同じ写真を2枚はること。)

ウ 調査書その他これに相当する書類

エ 受験票送付用封筒(募集要項に添付の封筒を使用すること。)

オ 推薦入学試験を受ける場合にあっては、在学高等学校又は中等教育学校の校長の推薦書

(2) 入学選考料として20,000円の愛媛県収入証紙を入学願書の所定の欄にはるものとし、消印は、しないこと。

(3) 募集要項は、愛媛県立看護専門学校へ請求すること(郵送を希望する場合は、200円分の郵便切手をはった角形2号(33.2センチメートル×24.0センチメートル)の返信用封筒を同封のこと。)

5 合格発表

(1) 一般入学試験

平成20年2月22日(金)午前9時に愛媛県立看護専門学校において合格者の受験番号を掲示するとともに、本人あて通知する。

(2) 推薦入学試験

平成19年12月3日(月)に在学高等学校又は中等教育学校の校長を通じて、合否を本人あて通知する。

6 問い合わせ先

愛媛県立看護専門学校

電話 (0896 24 5755)

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般労働組合愛媛地方本部執行委員長松本修次から次のとおり争議行為を行う旨の通知が平成19年6月4日あったので公表する。

平成19年6月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 事件 平成19年度夏季一時金・その他

2 日時 平成19年6月15日正午以降本問題が完全解決に至る間

3 場所

病 院 名	所 在 地
医療法人 北辰会まなべ病院	西条市氷見丙477
財団法人 新居浜精神衛生研究所 財団新居浜病院	新居浜市松原町13の47
医療法人 十全会十全第二病院	新居浜市角野新田町1の1の28
八幡浜医師会立双岩病院	八幡浜市若山4番耕地163

4 概要 前記記載の場所においてあらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。